

議案第44号

飯能市税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第1項第2号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改める。

第42条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第1条の3の2を削る。

附則第6条の2中第26項を第28項とし、第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の2中第21項を第22項とし、第14項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第42条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第27条の7第1項第2号の改正規定及び附則第1条の3の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正

後の飯能市税条例第27条の7第1項第2号の規定の適用については、同号中「掲げる寄附金（）」とあるのは、「掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯能市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年6月7日提出

飯能市長 新井重治

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 省略 (2) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるものに対するもの	(寄附金税額控除) 第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 省略 (2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるものに対

ア～イ 省略

2 省略

第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組

するもの

ア～イ 省略

2 省略

第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合

合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

附 則

会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第1条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により

	<u>特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、<u>令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の2 省略	第6条の2 省略
2～13 省略	2～13 省略
14 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u>	
15 省略	14 省略
16 省略	15 省略
17 省略	16 省略
18 省略	17 省略
19 省略	18 省略
20 省略	19 省略
21 省略	20 省略
22 省略	21 省略
23 省略	22 省略
24 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	
25 省略	23 省略

<u>2 6</u> 省略	<u>2 4</u> 省略
<u>2 7</u> 省略	<u>2 5</u> 省略
<u>2 8</u> 省略	<u>2 6</u> 省略

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第十二条 新法第七十四条の二十四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十四条の二十第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税については、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第十三条 新法第九十一条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第八十七条第一項に規定する中告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(輕油引取税に關する経過措置)

第十四條 新法第四百四十四條の四十八第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百四十四條の四十四第一項に規定する中申告の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、二号施行日以前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。

第十五条 七年新法附則第十二条の二の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、三号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日現在の軽油の引取りに於て課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十六条 新法第七十二条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能力について適用し、二号施行日前前日に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能力については、なお従前の例による。

(道府県法定外普通税に関する経過措置)

第十七條 新法第二百七十九條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第二百七十六條第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通通税については、二号施行日以前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通通税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十八条 新法第三百二十八条の十二項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。

別段の定めがあるものを除き、新法の規定

3 新法第二百九十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第十三項（同号の）

規定に係る部分に限る。）及び

に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

4 新法第三百二十一条の八第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八条第二十一項（新法第三百二十一条の八第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了す

る事業年度分の法人の市町村民税につ

民税については、なお従前の例による。

第十九条 所得税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一条第十一号に掲げる規定による改正後の地方税法第二百十四条の七第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定

の適用については、同項第三

る法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる
同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされる
ものを含む。）及び」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第二十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された土地付別荘十五棟第一頁二見

定する施設又は設備に対して課

3 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に

規定する機械その他の設備に対

5 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受付した旧法附則第十五条第三十二項第

に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六

年三月三十一日までの間に整備

8 設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途）

第二十一条 田畑に、令和七年四月から令和七年四月までの各年、田の「固定資産税及び都市計画税」に於いて、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条において準用する場合を含む。）及び新法附則第二十七条の四の二（第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第

ら令和八年度までの各年度に係る試験期日において新法附則第十八条の第三項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度においてそれとそれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において

「用途変更宅地等」という。）に

第三項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る風課税日（同日）に於て、前年度に係る課税期日に於いてそれぞれ同様の棟根に掛ける宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第四項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る風課税日（同日）に於て、前年度に係る課税期日に於いてそれぞれ同様の棟根に掛ける宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

において新法附則第十八条の二三

いて「令和六年度の宅地等」という。新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和七年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和八年度に係る賦課期日において

いて同表の上欄に掲げる宅地等

[illegible]

令和六年度の宅地等にあつては

八年度の宅地等にあつては令和八年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る課税期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第二条第二項中においては、同項の額の二分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の一を―には、市町村譲与額の四分の一の額を同項第一号イの延べ重量で、市町村譲与額の他の四分の一の額を同号ロの旅客数で、市町村譲与額の―に改め、同条第三項中（第一項第一号の着陸料の収入額及び―）を（第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに―）に改める。

第二条の二第一項中「相当する額」の下に「(次項において「都道府県譲与額」という。)を加え、

「前条第一項第一号の着陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量」に、「着陸料の収入額」の合計額」を「延べ重量の合計重量」若しくは同号口の旅客数(同号の市町村が二以上ある場合に、

は、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数)に改め、同条第二項中「は、同項の額の二

分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の一を「は、都道府県譲与額の四分

の一の額を同項の延べ重量又はその合計重量で、都道府県譲与額の他の四分の一の額を同項の旅客

数又はその合計数で、都道府県譲与額の」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号の着陸料の収

入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号口の旅客数」に、「補正された収入額」を「補

正された延べ重量若しくは旅客数」に、「同項第一号の着陸料の収入額」を「同項第一号イの延べ重

量若しくは同号口の旅客数」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）
 第九条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第二十九條中「十分の五」を「百分の五十五」に、「十分の二」を「百分の二」に、「十分の三」を「百分の二十五」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の八十八第一項並びに第七十二条の九十五第一項第二号及び第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十一条第一項及び第五項の改正規定、同法第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に一條を加える改正規定並びに同法第十六条の四第四項及び第十二項、第七十一条の十五第一項及び第二項、第七十一条の三十六第一項及び第二項、第七十一条の五十六第一項及び第二項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第七十二条の二十四第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第二項、第四百四十四条の四十八第一項及び第二項、第四百七十二条第一項及び第二項、第二百七十九条第一項及び第二項、第二百二十八条の十二第一項及び第二項、第四百六十三条の四第一項及び第二項、第四百八十四条第一項及び第二項、第五百三十七条第一項及び第二項、第六百十條第一項及び第二項、第六百八十一条第一項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百一条の六十二第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第二項並びに第七百三十三條の十九第一項及び第二項の改正規定並びに同法附則第五條の四の二、第四十四條の第三項及び第三項並びに第四十五條の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四條第一項から第三項まで、第六條第三項、第十二條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條第一項、第三十條第二項及び第三十一條の規定、令和七年一月一日

四 第三条中地方税法第七十二条の二第一項第一号及び第二項並びに第七十二条の二十六第九項の改正規定並びに同法附則第八条の三の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条第一項から第三項までの規定、令和八年四月一日

五 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分に限る。）特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則ただし書に規定する規定の施行の日

六 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八条第十一項及び第十二項の改正規定並びに附則第四条第五項及び第十八条第二項の規定、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第二十三条第五項の改正規定(「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分を除く。及び附則第二十八条第二項の規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十条に二項を加える改正規定（第八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第三十三項の改正規定（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第〇号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。」第四条第一項を「第六条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第二条第二号」を「同法第四条第二号」に改める部分に限る。）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

第三十條（第四号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第八條第四項、第十條及び第三十七條の規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）の施行の日

第三十一條 第三條中地方税法第三十七條の二第一項第三号及び第三百十四條の七第一項第三号の改正規

定並びに同法附則第三条の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五条及び第十九条の規定並びに同法附則第三条の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五条及び第十九条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（第二次納稅義務に關する経過措置）
 第一條の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一條の九の規定は、前條

第二号に掲げる規定の施行の日（以下「三号施行日」という。）以後に偽りその他不正の行為により引免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金について適用する。

（保全差押えに関する経過措置）

第三条 新法第十六条の第四項の規定は、二号施行日以後にされる同条第一項の規定による決定について適用し、二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法（附則第二十条及び第二十九条において「旧法」という。）第十六条の第四項の規定については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）
 第四条 新法第七十一条の十五第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の

十二第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割については、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

新法第七十一条の三十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、二号施行日の当該提出期限が到来しない道府県民税の配当割については、なお従前の例による。

新法第七十一条の五十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の五十二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。

別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に關する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

二 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ又は②の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に關し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日)

第七十二条の三第一項ただし書及び第三項中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改める。
第七十二条の二十六第九項中「六月経過日の前日の現況」を「第一項の事業年度の前事業年度の事業年度について同号イに掲げる法人に該当したものであるかどうか」に改める。

第七十二条の七十八第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
第七十二条の八十第一項ただし書中「次条」を「次条第一項」に、「又は」を「、」に、「特定公益信託等」を「公益信託」に、「の」を「次条第一項において同じ」又は加入者保護信託(同号に規定する加入者保護信託をいう。)の」に改める。

第七十二条の八十の二の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「の受託者」を「又は公益信託(以下この条において「法人課税信託等」という。)の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第二項から第四項までの規定及び同条第六項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
第三百四十四条の七第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。並びに)」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改める。

附則第三條の二の三を削る。
附則第三條の二の四第一項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を含む。次項」を「者を含む。次項及び第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一 前二項の規定の適用を受けた公益法人等(租税特別措置法第四十条第一項第一号に掲げる者に限る。)に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八條第二項第二号中「係るもの」とあるのは「係るもの及び同法附則第三條の二の三第一項又は第二項の規定によるもの」(当該道府県民税又は市町村民税に係るこれらの規定に規定する財産の価額がこれらの規定に規定する当該公益法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該道府県民税又は市町村民税に限る。)とする。

二 前二項の規定の適用を受けた公益法人等(租税特別措置法第四十条第一項第二号に掲げる者に限る。)に対する第九條の四の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「事由」とあるのは「事由又は公益信託に關する法律(令和六年法律第 号)第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由」とする。

三 前二項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者(以下この号において「主宰受託者」という。)を前二項に規定する個人とみなしてこれらの規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課するこれらの規定の財産に係る道府県民税又は市町村民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その道府県民税又は市町村民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

附則第三條の二の四を附則第三條の二の三とする。
附則第八條の三の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業税の納税義務者等の特例」を付し、同条第一項中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。
第八條の三の四 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四條の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この項において「特別事業再編計画」という。)について同条第一項の規定を受けた同

法第二十四條の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二條第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。)のための措置(同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この項において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この項において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第二條第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この項において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四條の二第一項の規定の申請の日前五年以上以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に對する第七十二條の二第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度(同法第二十四條の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四條の二第一項の規定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第七十二條の二第一項第一号ロ及び②中「二億円を超えるもの」とあるのは「二億円を超えるもの(附則第八條の三の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第八條の四を削り、附則第八條の五を附則第八條の四とする。
附則第九條の三を次のように改める。
第九條の三 削除
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律の一部改正)

第四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。
第三條の表中「自動車(次条)」を「自動車(次条第一項、第四項及び第七項に、「軽自動車等(次条)」を「軽自動車等(次条第一項及び第七項)」に改める。
第四條第一項中「より」の下に「普通徴収又は」を加え、同条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 前項の規定により自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。
3 道府県は、第一項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

附則第四十五條第一項の表附則第五條の四の二第一項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同條第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項までの」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項までの」に改め、同項の表附則第五條の四第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表附則第五條の四の二第一項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同條第四項の表附則第五條の四の二第五項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同條第五項中「第四項まで若しくは第六項から第十項までの」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項までの」に改め、同項の表附則第五條の四の二第五項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表附則第五條の四の二第五項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改める。

附則第五十六條第十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二条 地方税法の一郎を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第二号、第七十三条の四第一項第三号、第二百九十六条第一項第二号、第三百四十八条第二項第九号及び第七百一条の四十一第一項の表第二号中「第九十六号第一項第二号」を「第二百九十五条第五項」に改める。

(事業税の納税義務者等の特例)

第八條の三の三 第七十二條の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のも」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。次項において同じ。）が十億円を超えるものを除く。）と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

2 第七十二条の二十六第九項の規定の適用については、当分の間、同項中「六月経過日の前日」の「前日」とあるのは、「第一項の事業年度の前事業年度の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものであるかどうか」とする。

附則第九條中第二十四項を第二十五項とし、第十七項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「同じ」の下に「及び第十四項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ）」を加え、「第十三項」を「第十三項又は第十四項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十三項及び第十四項」に、「同項」を「これらの規定」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に、「労働者派遣（次項）を「労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第一号）」に、「船員派遣（次項）」を「船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項）」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行

う法人（これらの法人が租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、同法第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額から当該法人の同項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、

当該法人の同項第六号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

附則第十二条の二の七第一号中「船舶の使用を」を「船舶（政令で定めるものを除く。）の使用」に改める。

第三条 地方税法の一部を次のように改止する。

第三十七条の「第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む）」並びに」を「一から第四号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第七十二条の第一項第一号ロ中「並びにこれらの法人」を「以下ロにおいて『所得等課税法人』という。」並びに「所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「『所得等課税法人』以外の法人のうちに次に掲げる法人に該当するものを除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員

その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち政令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有

ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる
 ときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下②において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定親法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他政令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（①に掲げる法人を除く。）

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況に
よるものとする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に關し必要な事項の判定(次号に掲げる判定を除く。) 当該事業年度終了の日(第七十二条の二十六第六項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日の前日、第七十二条の二十九第一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)

二 エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの
三分の二

三 水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの 二分の一

附則第十五条第二十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「次号ハ」を「第三号ハ」に、「次号イ」を「同号イ」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「第三号ロ」に改め、同号ハ中「第三号ロ」を「第四号ロ」に改め、同号ニ中「第三号ハ」を「次号及び第四号ハ」に改め、「のもの」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号イに掲げるもの」を「第一号イに掲げるもの」とし、その他総務省令で定めるもの」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「第一号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴つて生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの、当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参照して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額

附則第十五条第三十一項中、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号」を「第八十二条第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とし、同条第三十七項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）」の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「の二分の一」を「に二分の一を参照して三分の一以上三分の二以下」の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項ただし書中「第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の五の五第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の五の五第五項第九号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とする。

附則第十五条の六第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二に規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改める。

附則第十五条の七第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「申告書」の下に「又は前項の書類」を、当該「申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村長は 第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第第四項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第八条第二項において準用する同法

第七條の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

附則第十五条の八第四項、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項並びに第十五条の十一第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第六号イの表②中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和二年度分」を「当該年度の前年度分」に、「令和四年度で」を「令和七年又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表②（中「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和四年で」を「令和七年又は令和八年度で」に、「令和三年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、令和四年改正前の地方税法）及び「とし、当該年度が令和五年度である場合であつて、当該土地が令和四年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。

[illegible]

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次並びに第十一条第一項及び第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。

第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。

(偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社等の役員等の第二次納税義務)

第十一条の九 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社等の役員等の第二次納税義務を受けた株式会社、合資会社又は合同会社は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるとき(合資会社にあつては、第十一条の二の無限責任社員に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限る。)は、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員(その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下この条において「特定役員等」という。)は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があつた時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転したもの(その株式会社、合資会社又は合同会社の取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従つて行われたと認められるその株式会社、合資会社又は合同会社の各事業年度の収益に係る売上原価、販売費又は一般管理費の額の基となる取引その他の政令で定める取引として移転をしたものを除く。)の価額のいずれか低い額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第十六条の四第四項第二号及び第三号中「六月」を「一年」に改め、同条第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項第二号及び第三号中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項第四号イ及びロ中「第七項から第九項まで及び第十二項」を「第十三項から第十五項まで及び第二十三項」に改める。

第五十三條第二十三項中「法人で、」の下に「当該事業年度の中間期間(同法第八十条第五項又は第八十四条の十三第三十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。又は)を加え、又は中間期間(同法第八十条第五項又は第八十四条の十三第三十一項に規定する中間期間をいう。次項及び第二十五項において同じ。を)若しくは中間期間」に改め、同条第二十六項中「法人について」の下に「当該事業年度の中間期間(同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。又は)を加え、又は中間期間(同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。を)若しくは中間期間」に改め、同条第二十七項中「開始する」を「終了する」に改める。

第七十一条の十五第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を加え、同項を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の三十六第六項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を加え、同項を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の五十六第六項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を加え、同項を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び金融経済教育推進機構」を「金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」に改める。

第七十二条の二十三第三項中「法人税法」の下に「第二十七条」を加え、同条第三項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護(同法第十五条の二第二項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。を)を削り、同項第四号中若しくは同法を「又は同法」に改め、又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によりなおその効力を有するものとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第七十二条の四十七第七項中「提出し、又は第二十条の九の二第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を提出した」に改め、同条第二項中「をし、若しくは」を「をし」に、「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の七十六中「事業所統計」を「経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。)」に改める。

第七十二条の七十八第二項第一号中「この項」の下に「及び第七十二条の八十の三」を加える。

第七十二条の八十の二の次に次の一条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第七十二条の八十の三 消費税法第二條第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第十五条の二第二項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

第七十二条の八十八第一項中「第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項」を「以下この款」に改める。

第七十二条の九十五第一項第二号中「又は」を「若しくは」に、「還付」を「還付を受け、又は第七十二条の九十三第三項若しくは第四項の規定による更正による還付(更正の請求に基づく更正によるものに限る。)」に改め、同条第二項中「申告書」を「申告書又は第二十条の九の二第三項に規定する更正請求書(第七十二条の九十三第一項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の中間納付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。)」に、「若しくは」を「一」に「場

合」に改める。